

【インターネットで確定申告「e-Tax」のご利用について】

e - Tax (イータツ)
クス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用してできるパソコンなどで、確定申告等の手続きができるシステムです。

「確定申告書等作成コナー」で、画面の案内に従つて金額等を入力すれば、税額が自動計算され、所得税等の確定申告書が税務署に出掛けることなく、自宅で簡単に作成することができます。作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのまま e-Tax で送信することができきます。

ご利用の際は、本人確認が必要のため、マイナンバー（個人番号）カードに組み込まれている「公的個人認証サービスに基づく電子証明書」の取得や、カードを読み取るための「ICカードリ

「リーダライタ」をご自身でご用意していただく必要があります。

なお、マイナンバー
カードを新たに取得され
る人は、交付申請が集中
した場合、カードの作成
に時間を要し、確定申告
を行う期間に交付が受け
られない場合があります
ので、お早目にお手続き
ください。

また、平成31年1月から、e-Tax普及のための暫定的な対応として、マイナンバーカードやICカードドリーダライタをお持ちでない人向けの「ID（利用者識別番号）・パスワード（暗証番号）方式」による利用手続きもできるようになります。他にも、給与所得者（年末調整済み）で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する人は、スマートフォン専用画面を利用して確定申告書の作成ができます。

更に、令和4年分確定申告（令和5年1月上旬）からマイナンバー

カードやスマートフォンを利用した申告がやるに便利になります。

操作に関して詳しいことは、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（0570-01-5901）までお問い合わせください。

【平成28年分以降の確定申告書には、マイナンバーの記載が必要です】
（住民税申告についても同様）

令和4年分の所得税等の確定申告期間は、令和5年2月16日（木）から3月15日（水）です。確定申告書等に係るマイナンバーの記載のポイントは、次のとおりです。

① 令和4年分の申告書に、納税者のマイナンバーを記載して提出します。

②納税者のマイナンバー

以外に、控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者のマイナンバー

についても、記載が必要です。

xご利用の場合、書類の添付は不要です。) 納税者のマイナンバー カードの写し 納税者の「通知カード」の写し(令和2年5月25日での廃止以降、記載情報と現況に相違ないものに限る。) 又はマイナンバーが記載された住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書」+「運転免許証等の写真付身分証明書の写し等

※控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従者については、これらの書類は不要ですが、納税者が控除対象配偶者等や扶養親族、事業専従

者のマイナンバーを確認してください。

【所得税等の還付申告について】
給与等から源泉徴収された所得税等額が年間の所得金額について計算した所得税等額よりも多いときは、還付申告をすることによって所得税等が還付されます。

また、国税庁のホームページでは、画面の案内にしたがって金額等を入力することにより、税額等が自動計算され所得税等申告書等を作成することができます。郵送で提出することができますのでご利用ください。